

平成24年度 随意契約理由書

(単位:円)

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
広報紙編集業務	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	特定非営利活動法人めいわ	明和町大佐貫168	3,528,000	総務課
		随意契約時の選定理由			
		町との協働事業のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
マイタウン支援センター業務	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	特定非営利活動法人めいわ	明和町大佐貫168	1,728,000	企画財政課
		随意契約時の選定理由			
		町との協働事業のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
財務会計システム賃借	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	1,494,360	企画財政課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は、既に構築され稼働中のシステムの賃借であり、システムを変更すると多額の改修費用が発生する。また、システムの安定稼働が本業務の目的であることから、既に構築されているシステムを変更することは障害発生に繋がりが適切でない。したがって、本システムの賃借は、同社が唯一の相手方であり、その性質又は目的が競争入札に適さないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
固定資産税に関する電算処理業務	自 H24.4.1 ～ 至 H24.10.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,686,425	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹税務システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
地方税電子申告支援サービス初期導入	自 H24.4.1 ～ 至 H24.10.31	(株)TKC	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	2,259,600	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は電子データを基幹税システムに取り込むため、基幹税システム開発業者と提携している同社が最も安全かつ効率的であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
総合行政システム「G.Be.U」クラウドサービス利用	自 H24.11.1 ～ 至 H29.10.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	64,718,640(5年間)	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹税務システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)。また、契約期間は5年間の長期契約。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条該当)			
総合行政システム「G.Be.U」クライアント関連機器賃貸借	自 H24.11.1 ～ 至 H29.10.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	10,527,300(5年間)	税務課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹税務システムは同社が開発したもので、関連機器類の借入は同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)また、契約期間は5年間の長期契約。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条該当)			
固定資産税課税客体調査業務委託	自 H24.7.5 ～ 至 H25.3.15	(株)バスコ群馬支店	高崎市栄町14番5号	1,669,500	税務課
		随意契約時の選定理由			
		本業務は継続的に実施する事業で、既に本事業を実施している同社が最も効率的で、適切、確実に履行できるため。(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号該当)			
住民基本台帳ネットワークシステム保守業務	自 H24.4.1 ～ 至 H25.2.28	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,001,153	住民福祉課
		随意契約時の選定理由			
		国との連携の住民基本台帳ネットワークシステムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの一部のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
総合行政システム「G.Be.U」クライアント関連機器に関する業務	自 H24.11.1 ～ 至 H29.10.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	58,117,500(5年間)	住民福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの改修のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)また、契約期間は5年間の長期契約。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条該当)			
総合行政システム「G.Be.U」クラウドサービスに関する業務	自 H24.11.1 ～ 至 H29.10.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,387,700(5年間)	住民福祉課
		随意契約時の選定理由			
		町の基幹システムは同社が開発したもので、本業務は基幹システムの改修のため同社でないと管理・運営ができないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)また、契約期間は5年間の長期契約。(地方自治法第234条の3及び明和町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
介護保険料徴収処理業務	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	(株)両毛システムズ	桐生市広沢町3丁目4025番地	2,075,745	健康づくり課
		随意契約時の選定理由			
		既に導入されているシステムを活用しての業務であるため、その目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
分別収集立会指導業務	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	特定非営利活動法人めいわ	明和町大佐貫168	1,528,800	環境水道課
		随意契約時の選定理由			
		町との協働事業のため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
明和町水道事業検針業務	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	(株)両毛ビジネスサポート	桐生市広沢町1丁目2802-1	2,230,200	環境水道課
		随意契約時の選定理由			
		水道システムと関連性が有るため。(自治法施行令162条の2第1項第2号該当)			
明和町上水道 南大島浄水場ろ過設備保守点検業務	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	神鋼環境メンテナンス(株)東日本支店	東京都品川区北品川5-9-11	1,680,000	環境水道課
		随意契約時の選定理由			
		品質維持のため、専門知識や技術が必要となる。(自治法施行令162条の2第1項第6号該当)			
平成24年度 単独公共 町道60号線 道路改良工事 (平成23年度繰越事業矢島東工区)に伴う附帯工事	自 H24.9.4 ～ 至 H25.7.5	(株)徳川組	邑楽町大字赤堀1111	4,777,500	経済建設課
		随意契約時の選定理由			
		既に施工中の工事区間内の工事のため。(地方自治法第167条の2第1項第6号)			
平成24年度 補助公共 社会資本整備総合交付金事業 川俣駅周辺地域整備事業 用地測量・道路詳細設計業務委託	自 H24.9.4 ～ 至 H25.3.15	東日本総合計画(株)	群馬県前橋市大利根町1-37-9	1,953,000	都市計画課
		随意契約時の選定理由			
		鉄道敷地の用地測量業務にあたり、東武鉄道株式会社の敷地内での作業が発生するため、敷地内の作業においては、東武鉄道株式会社が発行する作業指揮者・列車見張員の資格を有した者により実施することが必要であり、県内測量・建設コンサルタント等の業者では、選定業者のみ資格を有している。また、町道2-274号線の設計業務にあたり、既存設計の「川俣駅自由通路および橋上駅舎基本設計」「東口駅前広場詳細設計」との関連性があるが、その業務においても受注し、設計内容及び現場状況を熟知しているため。(地方自治法第167条の2第1項第2号)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
東武伊勢崎線川俣駅の橋上化および自由通路の整備に伴う実施設計に関する業務	自 H25.1.18 ～ 至 H25.3.31	東武鉄道(株)	東京都墨田区押上1-1-2	17,160,000	都市計画課
		随意契約時の選定理由			
		東武鉄道財産の駅舎整備等に伴う設計のため。(地方自治法第167条の2第1項第2号)			
明和東小学校トイレ改修工事設計監理業務委託	自 H25.3.21 ～ 至 H25.10.31	(株)阿佐美建築設計事務所	群馬県館林市台宿町5-7	1,785,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		国の補正予算に対応するため早急に設計を行わなければならない、緊急の必要性があったため。(地方自治法第167条の2第1項第5号)			
明和中学校トイレ改修工事設計監理業務委託	自 H25.3.21 ～ 至 H25.10.31	(株)阿佐美建築設計事務所	群馬県館林市台宿町5-7	1,470,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		国の補正予算に対応するため早急に設計を行わなければならない、緊急の必要性があったため。(地方自治法第167条の2第1項第5号)			
平成24年度小学校外国語指導助手業務委託	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	(株)松商	邑楽郡大泉町北小泉1-35-1	3,720,000	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		教育に関わる業務委託であり、金額だけではなく業者からの企画提案の内容も重視する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
平成24年度中学校外国語指導助手業務委託	自 H24.4.1 ～ 至 H25.3.31	(株)ボーダーリンク	さいたま市大宮区下町2-16-1	3,769,920	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		教育に関わる業務委託であり、金額だけではなく業者からの企画提案の内容も重視する必要があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			
明和町立学校給食センター暖房機オーバーホール他工事	自 H24.6.1 ～ 至 H24.10.31	(株)神寛	館林市松原二丁目6番26号	3,811,500	学校教育課
		随意契約時の選定理由			
		当該設備及び関連設備において建設当初より施工に関わり、その仕様等を熟知している業者で、当該設備の安全性を担保するため、買い入れ先が当該業者に特定されるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			

工 事 ・ 業 務 委 託 等 名	工期又は契約期間	契約業者	住所	契約金額(税込)	工事等担当課
平成24年度 明和町ふるさと産業文化館 舞台音響設備改修工事	自 H24.11.15 ～ 至 H25.2.22	ヤマハサウンドシステム(株)	東京都中央区日本橋箱崎町41-12	28,665,000	生涯学習課
		随意契約時の選定理由			
		プロポーザル方式(企画競争)により競争入札に適しないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)			